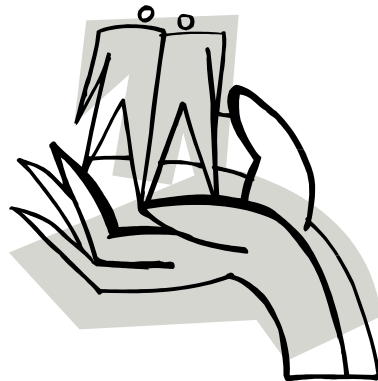


【2023年4月改定】

**重 要**

# 和歌山県介護福祉士修学資金等貸付 養成施設卒業後の手引き

～ 大切に保存しておいてください ～



**社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会**

〒640-8545

**和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階**

**TEL : 073-435-5223**

**FAX : 073-435-5221**

手引きの内容で不明な点がありましたら、上記まで連絡してください。



## 覚え書き

1	貸付コード			
2	卒業した養成施設名			
3	入学年月日	年	月	日
4	卒業年月日	年	月	日
5	貸付期間	年	月から	年 月まで
6	内 訳	借入総額		円
		学費		円
		入学準備金		円
		就職準備金		円
		国家試験受験対策費 <small>(介護福祉士修学資金のみ)</small>		円
		生活費加算		年 月から 年 月まで
7	連帯保証人	住 所		
		氏 名		
		住 所		
		氏 名		
8	福祉士登録番号	号		
	登録年月日	年	月	日

※今後の手続きで必要になる場合がありますので必ず記入しておいてください。

## 1. 養成施設卒業後の提出書類について

### 1. 卒業届の提出について

卒業後、概ね2か月以内に「卒業届（様式14-1）」を社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「本会」）あてに提出してください。

### 2. 福祉士試験について

社会福祉士または介護福祉士試験に合格して登録届が届いた場合、又は不合格だった（やむを得ない事由により受験できなかった）場合、それぞれ本会へ書類の提出が必要となります。

結果	提出必要書類	本会への提出期限
合格	・福祉士登録届（様式15） ・福祉士登録証の写し	福祉士登録証がお手元に届いてから概ね2か月以内。
不合格 (受験できなかった)	(再受験を希望する場合) ・再受験承認申請書（様式24）	不合格通知がお手元に届いてから概ね1か月以内。
	(再受験を希望しない場合) ・返還計画書（様式12）	不合格が決定してから概ね1か月以内。

### 3. 返還免除対象業務（※1）に就職された方は、必ず4ページ「4. 返還債務の履行猶予について」の①の書類を提出してください。

◎ 卒業後、すぐに就職した方についても、登録証の登録日から返還免除対象業務に従事したとみなします（登録日以前の業務期間については、返還免除対象業務従事期間に算入しません）。ご注意ください。

（※1「返還免除対象業務」については、8ページをご確認ください。）

## 2. 現況の報告について

福祉士養成施設を卒業し、返還免除要件を満たすまでの間は、毎年5月1日現在の業務従事状況を報告していただかなければなりません。この報告は、「業務従事証明書（様式17）」により、毎年5月末日までに本会あてに提出してください。

### 3. 返還について

#### (1) 返還事由について

次のいずれかに該当することになった場合は、その当該事由が生じた月の翌月から貸付金を返還しなければなりません。返還事由発生後、直ちに「返還計画書（様式12）」を提出してください。

事 由	備 考
① 貸付契約が解除されたとき。	解除の要件については、介護福祉士修学資金貸付事業実施要綱第3条第1項第7号をご確認ください。
② 福祉士養成施設を卒業した日（※2）から1年以内（※3）に、介護福祉士もしくは社会福祉士として登録しなかったとき。	※2 国家試験に合格できなかった、またはやむを得ない事由により受験できなかった場合であって、借受人の申請に基づき、次年度の国家試験を受験して合格する意思があると認められる場合は、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができます。
③ 福祉士養成施設を卒業した日（※2）から1年以内（※3）に、返還免除対象業務に従事しなかったとき。	※3 介護福祉士または社会福祉士資格取得者が返還免除対象業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された者については、借受人の申請に基づき、返還免除対象業務に従事する意思があると認められる場合は、「卒業した日から1年以内」を「卒業した日から2年以内」と読み替えることができます。
④ 福祉士養成施設を卒業した日（※2）から1年以内（※3）に、返還免除対象業務に従事し、その期間が5年間（在職期間が通算1,825日以上、かつ業務従事期間900日）（※4）に満たなかったとき。	※4 過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）また中高年離職者の場合は、5年間が3年間（在職期間が通算1,095日以上、かつ業務従事期間540日）となります。詳細は5ページの「※4 従事期間について」をご確認ください。
⑤ 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。	
⑥ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。	

#### (2) 返還期間について

- ① 貸付けを受けた期間の2.5倍（生活費加算の貸付けを受けた場合は5倍）に相当する期間
- ② 入学準備金及び就職準備金の貸付けを受けた場合は、①の期間に20か月を加える。
- ③ 入学準備金または就職準備金の貸付けを受けた場合は、①の期間に10か月を加える。

#### (3) 返還方法について

返還方法は、月賦または半年賦の均等払方式（一括払いも可）によります。ただし、繰上げ償還することを妨げません。

#### (4) 延滞利子について

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収します。

## 4. 返還債務の履行猶予について

次のいずれかに該当する場合は、その理由が継続している期間、返還債務の履行が猶予されますので、下記の書類を本会あてに提出願います。

返還猶予申請書（様式13）、業務従事届（様式16）は記入例（9～10ページ）を参考に記入してください。

事 項	提出必要書類
① 養成施設卒業後、1年以内に返還免除対象業務に従事しているとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還猶予申請書（様式13）</li> <li>・業務従事届（様式16）</li> </ul>
② 介護福祉士または社会福祉士資格取得者が、養成施設卒業後、1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用されたが、卒業後2年以内に返還免除対象業務に従事する意思があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職承認申請書（様式23）</li> </ul>
③ 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、または社会福祉士養成施設に在学しているとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還猶予申請書（様式13）</li> <li>・養成施設長の発行する在学証明書</li> </ul>
④ 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、または社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、 <u>他種の養成施設等</u> において修学しているとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還猶予申請書（様式13）</li> <li>・養成施設長の発行する在学証明書</li> </ul>
<p>「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設を指します。</p>	
⑤ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その理由を証明する書類</li> </ul>
⑥ 産前産後休暇または育児休業を取得するとき。 （労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後休暇及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業を取得する場合）	<p>（再び業務に従事する意思がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還猶予申請書（様式13）</li> <li>・その理由を証明する書類</li> </ul> <p>※ 再び業務に従事する意思がない場合は、返還となりますので退職した日から概ね1か月以内に「返還計画書（様式12）」を提出してください。</p>

## 5. 返還債務の免除について

次のいずれかに該当することになった場合は、返還債務の全部又は一部免除を受けることができますので、下記の書類を本会あてに提出願います。

	事 項	提出必要書類										
	① 福祉士養成施設を卒業した日(※2)から1年以内(※3)に、介護福祉士又は社会福祉士の登録を受けて、引き続き5年(在職期間が通算1,825日以上、かつ業務従事期間900日)(※4)(※5)以上、返還免除対象業務に従事したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還免除申請書(様式20)</li> <li>・業務従事期間証明書(様式21)</li> </ul>										
全 部 免 除	<p>※2 国家試験に合格できなかった、またはやむを得ない事由により受験できなかった場合であって、借受人の申請に基づき、次年度の国家試験を受験して合格する意思があると認められる場合は、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができます。</p> <p>※3 介護福祉士または社会福祉士資格取得者が返還免除対象業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された者については、借受人の申請に基づき、返還免除対象業務に従事する意思があると認められる場合は、「卒業した日から1年以内」を「卒業した日から2年以内」と読み替えることができます。</p> <p>※4 従事期間について 原則、5年間返還免除対象業務に従事する必要がありますが、次の場合は3年(在職期間が通算1,095日以上、かつ業務従事期間540日)の従事となります。</p> <p>① 過疎地域、離島及び中山間地域等で従事する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度以前</th> <th>令和3年度以降</th> <th>令和4年度以降</th> <th>令和5年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域、 離島及び中山間地域等</td> <td>田辺市、新宮市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町</td> <td>海南市(旧下津町の区域)、田辺市、新宮市、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町の区域)、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町</td> <td>海南市(旧下津町の区域)、田辺市、新宮市、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町の区域)、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、<u>広川町</u>、有田川町、<u>美浜町</u>、由良町、印南町、<u>みなべ町(旧南部川村の区域)</u>、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町</td> <td><u>和歌山市以外</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 中高年離職者の場合 養成施設入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方。</p> <p>※5 <u>法人内人事異動により</u>、借受人の意思によらず、<u>県外において返還免除対象業務に従事した期間</u>については、返還免除対象業務従事期間に算入することができます。</p>			令和2年度以前	令和3年度以降	令和4年度以降	令和5年度以降	過疎地域、 離島及び中山間地域等	田辺市、新宮市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	海南市(旧下津町の区域)、田辺市、新宮市、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町の区域)、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	海南市(旧下津町の区域)、田辺市、新宮市、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町の区域)、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 <u>広川町</u> 、有田川町、 <u>美浜町</u> 、由良町、印南町、 <u>みなべ町(旧南部川村の区域)</u> 、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	<u>和歌山市以外</u>
		令和2年度以前	令和3年度以降	令和4年度以降	令和5年度以降							
過疎地域、 離島及び中山間地域等	田辺市、新宮市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	海南市(旧下津町の区域)、田辺市、新宮市、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町の区域)、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	海南市(旧下津町の区域)、田辺市、新宮市、紀の川市(旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町の区域)、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、 <u>広川町</u> 、有田川町、 <u>美浜町</u> 、由良町、印南町、 <u>みなべ町(旧南部川村の区域)</u> 、日高川町、白浜町(旧日置川町の区域)、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	<u>和歌山市以外</u>								

	② 上記①に規定する返還免除対象業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還免除申請書（様式20）</li> <li>・その理由を証明する書類</li> </ul>
全部又は一部免除	① 死亡し、または障害により、貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還免除申請書（様式20）</li> <li>・その理由を証明する書類</li> </ul>
	② 本事業による貸付けを受けた期間以上、介護等対象業務に従事したとき（一部免除）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還免除申請書（様式20）</li> <li>・業務従事期間証明書（様式21）</li> </ul>



## 6. その他の手続き・届出について

次のいずれかに該当することになった場合には、その事実を証明する書類を添えて、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

事 項	提出必要書類
① 福祉士の登録を受けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉士登録届（様式15）</li> <li>福祉士登録証の写し</li> </ul>
② 氏名又は住所を変更したとき。 （借受人・連帯保証人・法定代理人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所・氏名等変更届（様式8）</li> <li>住民票</li> </ul>
③ 退職したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務退職届（様式19）</li> </ul>
④ 就業先が変わったとき。  <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>旧就業場所の退職日と新規就業場所の就業日の期間が空いている場合、返還となりますのでご注意ください。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務退職届（様式19）</li> <li>業務従事期間証明書（様式21） ※旧の就業場所から証明。</li> <li>業務従事届（様式16） ※新規の就業場所から証明。</li> </ul>
⑤ 連帯保証人が、自己破産等その適性を失ったとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>破産手続開始決定を確認できる書類の写し ※新たに連帯保証人になる方は、下記の書類を提出してください。</li> <li>連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（様式9）</li> <li>同意書</li> <li>住民票（世帯全員、省略事項記載なし。個人番号不要）</li> <li>所得証明書</li> <li>印鑑登録証明書</li> </ul>

※ 上記に該当する場合は、とり急ぎお電話でご報告いただいても結構です。

※ 様式は、本会ホームページからダウンロードしていただくか、本会あてご請求ください。

【返還免除対象業務について】

返還免除対象業務とは、下記1の区域における下記2の業務を指します。

1. 区域	<p>和歌山県内</p> <p>ただし、次の区域を含む</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県）</li><li>②全国を区域とする以下の施設の場合は、全国の区域<ul style="list-style-type: none"><li>・国立障害者リハビリテーションセンター</li><li>・国立児童自立支援施設</li><li>・国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設</li><li>・医療型障害児入所施設「整肢療護園」</li><li>・医療型障害児入所施設「むらさき愛育園」</li><li>・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</li></ul></li></ul>
2. 業務	<p>昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務。</p> <p>詳細は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ (<a href="https://www.wakayamakenshakyo.or.jp/">https://www.wakayamakenshakyo.or.jp/</a>) <a href="#">トップページ</a> (メニュー) &gt;&gt; <a href="#">事業のご案内</a> &gt;&gt; <a href="#">1 資金の貸付け</a>&gt;&gt; <a href="#">福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業福祉</a> &gt;&gt; <a href="#">人材確保及び自立支援のための返還免除付き貸付事業のご案内 (URL)</a> &gt;&gt; <a href="#">介護福祉士修学資金,社会福祉士修学資金</a> &gt;&gt; 「<a href="#">貸付決定後の手続き (介護福祉士、社会福祉士修学資金)</a>」を選択し、添付ファイルの「業務範囲通知」から確認できます。</p>

# 業務従事届

## 記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

アルファベット2文字から始まる貸付コードを記入してください。

貸付コード 〇〇〇〇〇〇

住所 〒 640-8545

アパート名等も記入してください。

和歌山県和歌山市〇〇

氏名 和歌山 一郎



電話番号 000 ( 000 ) 0000

下記のとおり指定施設等において業務に従事したので届け出ます。

実際に勤務する法人名、施設・事業所名称を記入してください。

法人名及び施設・事業所名称	社会福祉法人 〇〇会 ヘルパーステーション 〇〇		
所在地	〒 640-5678 和歌山県和歌山市××		
電話番号	000 ( 000 ) 0000		
施設・事業所種別	訪問介護事業所		
業務内容	介護業務 ・ 相談業務 ・ その他 ( )		
職種	介護職	雇用形態	常勤 ・ 非常勤
就業開始日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		

実際に勤務する施設・事業所の所在地を記入してください。

実際の就業開始日を記入してください。

上記のとおりであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

(勤務先施設・事業所)

所在地 〒 640-5678  
和歌山県和歌山市××

名称 社会福祉法人 〇〇会  
ヘルパーステーション 〇〇  
長の職名及び氏名 施設長 海南 花子



# 返還猶予申請書

## 記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

アルファベット2文字から始まる貸付コードを記入してください。

貸付コード 〇〇〇〇〇〇

住 所 〒 640-8545

アパート名等も記入してください。

和歌山県和歌山市〇〇

氏 名 和歌山 一郎



電話番号 000 ( 000 ) 0000

養成施設名 学校法人〇〇学園 〇〇福祉専門学校

下記のとおり返還猶予を申請しま

実際に貸付を受けた期間及び金額を記入してください。  
※ 貸付時に送付した書類等を参考にしてください。

貸付期間		借入総額	返還猶予申請期間	
〇〇年〇〇月 ~ 〇〇年〇〇月		〇〇〇〇〇円	〇〇年〇〇月 ~ 〇〇年〇〇月	
猶予事由 ※該当事由に〇印 ※( ) の該当事項にも〇印	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在学中 ( 貸付契約解除後も在学・貸付終了後も )</li> <li>2 資格取得後、返還免除対象業務に従事中</li> <li>3 養成施設を卒業後、他種の養成施設に在学中</li> <li>4 やむを得ない事由で業務に従事できなくなった ( 出産育児・疾病負傷・人事異動 )</li> <li>5 その他 ( )</li> </ol>			
説明 ※具体的に				

下記の「返還免除対象業務従事開始日」と相違ないように記入してください。

上記において事由 2 を選択した場合は、必ず下記も記入してください。

施設等名称	社会福祉法人 〇〇会 ヘルパーステーション 〇〇		
施設等種別	訪問介護事業所		
所在地	〒 640-5678 和歌山県和歌山市×× 電話番号 000 - 000 - 0000		
業務内容 ※いずれかに〇印	介護業務・相談業務・施設長の業務	職種	介護職
返還免除対象業務の従事開始日	〇〇年〇〇月〇〇日	雇用形態	常勤・非常勤

上記の「返還猶予申請期間」の開始年月と相違ないように記入してください。

(上記において事由 2 を選択した場合)

上記のとおりであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

(勤務先施設・事業所)

所在地 〒 640-5678 和歌山県和歌山市××

名 称 社会福祉法人 〇〇会  
ヘルパーステーション 〇〇

長の職名及び氏名 施設長 海南 花子

